

一 爭議基金積立の件

(イ) 一回の徴集金額金二十錢也 (ロ) 年二回實行

(ハ) 第一回は六月十四日八月三十一日執行の事 (五) 五月

實行す

(ニ) 別会計として、附働紙上に発表するものと

(ホ) 波理委員は各支部会計を以てあつ

(ハ) 亦組合の存亡に係る爭議にあらざれば支出せざる

則とす、但し理事會若くは大会の決議を要す

と徴集に先立ち注意書をヒラにして配布す

結果報告 (第一回)

未納支部

九三〇

大崎第一

大崎第四

1,200

芝浦支部

九一五

大崎第五

1,000

兼鴨支部

九一五

大崎第九

1,000

品川支部

九三〇

三田支部

1,000

蒲田第一

一五五

大崎第一

1,000

大島第一

一〇八

大崎第一

1,000